

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定による、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を令和4年3月22日付けで次のとおり定めた。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ (小型魚)	京都府定置漁業	18.5 t
	第Ⅰ期間 (令和4年4月1日から同年11月30日まで)	1.9 t
	第Ⅱ期間 (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	16.6 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	1.0 t
	第Ⅰ期間 (令和4年4月1日から同年11月30日まで)	0.8 t
	第Ⅱ期間 (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	0.2 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0.1 t
	留 保	2.1 t
くろまぐろ (大型魚)	京都府定置漁業	21.5 t
	第Ⅰ期間 (令和4年4月1日から同年11月30日まで)	17.2 t
	第Ⅱ期間 (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	4.3 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	0.1 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	1.2 t
	留 保	1.2 t
するめいか	京都府するめいか漁業	現行水準